

名古屋大学柔道部奨学金について

名古屋大学柔道部 OB 会では、経済的な理由で柔道部の活動が難しい部員への奨学金の給与事業を始めました。概要は以下の通りですが、詳しく知りたい方は第4体育館で柔道部が活動中にお越しいただき、部長又は部員にお尋ね下さい。

概要

対象者

名古屋大学柔道部員のうち、経済的事情等を考慮の上、名古屋大学柔道部長(以下、「柔道部長」)が認めた者を対象者とします。具体的には、学費・生活費のためにアルバイトを余儀なくされ、柔道の稽古の時間を十分に取れない者とします。学部生に限ります。

給与金額および給与期間

給与金額および給与期間は、柔道部長と面談の上決定いたします。但し、給与期間は学部生期間を限度とします。

守秘義務

奨学金被給与者名は一切公開いたしません。柔道部長以外は、誰が給与を受けているかわからないように配慮いたします。

返還義務

奨学金の返還義務はありません。

給与方法

毎月、又は隔月の所定日に三菱東京 UFJ 銀行に開設した本人名義の口座に振り込みます。

申込方法

直接柔道部長に申し出てください。